

第 20 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 10 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 33 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (11 人)
2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、5 番 濱口佳史、6 番 山中 譲、
7 番 金子孝子、9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (3 人) 1 番 小谷健児、4 番 藤原 忍、8 番 伊芸精一、
【推進委員】 (1 人) 6 番 尾崎澄夫
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について (1 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議 長

それでは、時間も来ましたし予定の人員もそろいましたので、これより10月の定例会を始めたいと思います。

先月からの農地パトロール、皆さん、ご苦労さんでした。まだちょっと個人の方が終わってない所もあるようですが、お疲れさんでございました。

また、農地パトロールの際には豪雨で、佐賀地区、また奥の湊川辺りちょっと被害が出たようでございますが、大きな被害がなくて何よりと思いますし、台風も九州の方にそれてくれたおかげで大した被害もなかったようでございますが、また14号ができておりますので何とか被害がないように祈りたいと思います。

それでは、早速始めたいと思いますが。

今日は欠席者が、小谷さんと伊芸精一さん、藤原さんと尾崎澄夫さん、ちょっと用事があるということで欠席。4名の欠席でございますが、成立をしております。

それで、今日の議事録署名人でございますが、野坂賢思さんと福留康弘さんをお願いをしたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請が今回1件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、同じく〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町蜷川字中原4164番、田2,282㎡。

理由としましては、所有権移転の贈与を許可あり次第、所有権移転ということで

す。

資料の方は2ページ以降をご覧ください。

航空写真でいつものように位置図で表示をしております。蜷川地区の旧蜷川小学校の下、蜷川の集落の大倉地区のすぐ奥側ですね。〇〇〇〇さんの事務所があるすぐ奥の農地となっております。

3ページをご覧ください。

住宅地図を見ていただきましたら、〇〇〇〇さんがありまして県道をまたいで奥側の、ちょうど県道沿いの農地となっております。

4ページが詳細図で、県道の隣接の農地、2反とちょっとの農地となっております。

引き続き、5ページが公図となっております。

続いて、6ページが現況の写真となっております。農地の場所は施設ハウスで、ミョウガを作っているハウスとなっております。

最後に7ページ、3条の調査書を説明させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第2項第1号の全部効率の利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるということで。

今回、〇〇〇〇さんなのですが、農業振興係の方での経営所得のその補助の関係上、お父さんの農地から本人さんへの所有権を移転して本人さんの農地の名義にしないと補助が下りないということで、今回贈与ということでの所有権移転となっておりますので、通常お父さんと同一経営されてますので経営状況につきましてはお父さんと本人さん、全てもう経営状況は効率的に利用できております。

また、農作業従事者としまして、〇〇〇〇さん本人とお父さん、〇〇〇〇さんのお母さんの3人での経営となっております。

所有機械としましては、トラクター1台、軽トラック1台となっております。

続いて、第2項第2号の農業生産法人以外の法人ということで、譲受人は個人であり、適用はありません。

第2項第3号の信託も、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号の農作業常時従事としましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間300日の農作業従事日数がございます。

続いて、第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回、〇〇〇〇さん本人の名義に変える農地を含めまして、お父さんの経営する農地を含めると3万3,233.15㎡、332.3315aということで、下限面積を割ることはありません。

第2項第6号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当はいたしません。

最後に、第2項第7号の地域の調和については、所有権移転後は引き続き現在の施設野菜のミョウガの栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

こちらの農用につきましては補助整備地内の農用地区域内となっております。利用権の設定につきましては、自ら作られておりますので利用権の設定はありません。事務局からは問題ないと思います。

以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

今、事務局が詳しく説明してくれたとおりでして、若いのに一生懸命ミョウガを作ってやっていますので。

お父さん名義のとき（聴き取り不能）消毒機械というか塩素消毒などの機械らも設置してますので、頑張ってる方ですので問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

今、〇〇さんの方よりも、よろしく申し上げますということです。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

実はこの間、課長もご存じのとおり、この〇〇〇〇君につきましては新規就農の関係で面談もしましたが、頑張ってる方なので問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。参考までに。

何かありませんかね。

（質疑等なし）

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この3条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

第3条、議案第1号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請について1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、引き続き1ページにお戻りください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請が今回1件出てきております。

譲渡人、2名おります。

上から順に、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さんの、譲渡人2名です。

譲受人の方は、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町田野浦字打越 1040 番 3、畑 234 m²。続いて、黒潮町田野浦字打越 1040 番 2、畑 82 m²。続いて、黒潮町田野浦字打越 1040 番 1、畑 177 m²のうち 24.45 m²。

理由としましては、住居を高台へ建築したいためとなっております。

資料は8ページ以降をご覧ください。

8ページをご覧くださいと、航空写真で田野浦地区の打越の図面を表しています。今回の申請地が真ん中で表示をさせております。旧JA南部支所の上の打越団地の一部となっております。昨年度、こちらでも転用で1件、自宅を建てるとい

うことで出てきた用地の近所となります。

9 ページをご覧ください。

県道中村下田の口線から入ってすぐの所になります。

続いて、10 ページが詳細図となります。県道から町道泉線沿いの用地で、奥にメインの家を建てる農地と、入っていく道路の都市計画法上の幅員を確保するために用地が一部、今回農地転用として道路を広げるということで、町道から入っていく道の拡幅の部分が入っております。

11 ページが公図となっております。

続いて、12 ページが土地の利用計画図です。

横にさせていただいて資料の左側が、建物が奥の農地の所に建つ予定となっております。そちらから合併浄化槽等、町道側の排水路へ接続する予定となっております。

続きまして、13 ページが詳細図でございます。少々絵が荒いので見にくいですが、それでも建物は、立面図が今回ついておりませんが確認取りましたら、やはり平屋、1階建てということになっております。

最後に、14 ページが現況の写真です。転用予定の農地が現在このような状況です。

こちらの農用地につきましては農用区域外、利用権の設定もありません。

また、土地の利用計画の詳細につきましては、建物以外に駐車場が夫婦所有の2台と来客用の1台、合わせて3台の予定をしております。

駐車場につきましては以上です。

また、排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由後、南側の町道側溝へ排水し、雨水については、敷地内で砕石等を敷いておりますので自然浸透の予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

隣接地の農地の同意につきましては、全て同意済みとなっております。

転用の農地区分に関しましては、こちらはその他の農地の第二種農地ということになっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方から説明がありました。

私が担当でございますので。

先月の9月28日に現地確認と、それから〇〇〇〇さんのだんなさん、〇〇〇〇いう方ですが、その方に会うて話もしてきました。

土地の所有者とはもう話も付いてるということでございまして。

ここは田野浦の避難集会所の団地でございましてもうかなり家が建っております、もう宅地として認めているということで。

11 ページに、東側に〇〇〇〇さんという方がありますが、ここは家庭菜園的なもので耕作をしております。それから西側に〇〇〇〇さん、ここも樹木とか家庭菜園的なもので畑として利用しているということでございます。

その奥側に、〇〇〇〇さんというのがちょっとあるのですが、ここにも樹木があります。この人はよそにおいて、その〇〇〇〇さんの親戚で、それで〇〇〇〇さんがここは管理をしているということございまして、三方とも同意はもろうてるということございまして。

それで、その手前の〇〇〇〇さんの所はちょっと進入路が狭いもので、道路として利用させてもらいたいのでここを譲ってもらいたいということで話が付いているようございまして、特に周辺にも同意は出ているし問題はないと、私は判断しております。

以上です。

何かこの件につきまして質疑を受けたいと思います。何か質疑、ありませんかね。

実は、今住みようところがカンマ地区いうところですが、低いところで浸水地域、もうすぐに津波が来たら浸水するようなところですが、その逃げるに、あそこは何か便利の悪いところございまして、自宅の方に車も入らんで、裏が急な崖になっておりまして避難道までの距離が相当あるということで、本人らは高台移転したいということも聞いております。

何か質疑、ないですかね。

(質疑等なし)

特にないようでしたら、承認を受けたいと思います。

5条許可申請につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

第2号議案につきましても承認をされました。

続きまして、議案第3号、非農地証明願につきまして1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第3号、非農地証明願が1件出てきております。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町浮鞭字東押屋式 1745 番 10、畑 8.48 m²。

理由としましては、20年以上前に住宅を建築した際に浄化槽部分が申請地に出ており、宅地に地目を変更したいためとなっております。

資料は15ページ以降をご覧ください。

航空写真で鞭の上の地区を表示しております。申請地につきましては、鞭の集会

所から奥に入った町道からまた脇に入った所の、現在家が建っている所のほぼ家の宅地部分になります。裏側はすぐ、くろしお鉄道が通っております。

16 ページ、住宅地図を見ていただきましたら分かるかと思います。16 ページの真ん中付近の交差点辺りに鞭の集会所がございます。そちらから町道をずっと奥の方に行きまして、鉄道を渡らずに直前の交差点を左に入りまして、すぐ道路沿いの右側の一部となります。

17 ページをご覧ください。

17 ページが詳細図ですが、もうほぼ家と家の間の、建物と建物の間の土地となっております。

18 ページが公図となっております。

19 ページが現況の写真となっております。向かって道沿いの民家、家ですが、現況の写真では左側の部分の建物があります。右側が倉庫。

理由としまして出てきておりました浄化槽部分と、併せて犬走りの部分の 1.48 m² が農地の方に食い込んでおったために、今回宅地であることでの非農地証明の願いとなっております。

こちらは農用地区域は区域外となっております。当然、利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で何か。

〇〇委員

先日、確認してきましたけど。

この最後の写真で、一番奥の所が浄化槽の設備があつて、ほんで家の方はもう誰も住んでなくて、手前のガスの装置も止まっていますし、水道の方も止まっています。これ間も全部セメンで、写真のようになってます。

議 長

今、〇〇君の方から説明がありました。

何かこの件につきまして質疑ある方、挙手お願いします。

もうほとんど農地というよりも、宅地の一部ということになっちょうみたいですけど、何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地明願につきまして承認をされます方、挙手願います。
挙手全員です。

非農地明願につきまして承認をされました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明願います。

事務局

それでは、いつものように別冊の表紙、議案第4号の資料をお手元に準備をお願い
します。

表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。

今回、今月は1件のみ

出てきております。

整理番号2-107(大方2-107)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの、再設定の利用権の
設定となっております。

利用権を設定をする土地につきましては、加持字三島4753番、現況は田の農用地
区域内の農地となっております。

面積につきましては3,346㎡、1反当たりの〇〇〇〇となっております。

作物につきましてはピーマンとなっております。

現在、経営面積2反と合わせまして、合計5,346㎡での利用権設定となります。

資料は2ページ以降、利用権の設定の控えとなっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

何か、資料を見てからで構いませんが、何か質疑・質問あれば願います。

この人は竹島からここへピーマンいうて書いちょうけんど、ハウスか？

事務局

ハウスです。

議 長

もうだいぶ前からやりようが？

事務局

そうですね。〇〇〇〇さんは何十年も前ではないですけど、ここ数年前から。

ご存じな方は、〇〇委員さんとか〇〇委員さんがひょっと、ほんとに近くはない
かもしれませんけどご存じです？

多分何十年も前ではなくて、ここ数年前ぐらいやないですかね。

議 長

この利用権の設定、5,300 幾らいうて書いちょうけんど、これは全部ハウスじゃな
いがやろう？

事務局

全てハウスです。

〇〇〇〇さんが今回の利用権の再更新をした所が 3,346 m²で、ほかの近くに 2 反
借りてるハウスがありますので。

議 長

何か質疑、ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第 4 号につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第 4 号につきまして承認をされました。

それでは議案第 5 号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、1 件出て
おります。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それではもう 1 冊の別冊、表紙の議案第 5 号の資料をお手元に準備をお願いします
す。

認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議が 1 件、今回出てきております。

〇〇〇〇さんの、内容は、トラクターの更新および施肥機導入となっております。

表紙をめくっていただきまして 2 ページをご覧ください。

いつものように 2 ページの真ん中を、説明の方をさせていただきます。

今回の借入申込金額としまして〇〇〇〇となっております。

元金償還額が、〇〇〇〇。

利息の支払い方法および時期につきましては、年 2 回の 5 月 31 日、11 月 30 日と
なっております。

この借り入れに関する事業計画としまして、事業および種類としまして、トラク

ター更新、施肥機導入となっております。

規模としましては、まずトラクターの方ですが、三菱トラクタ。型式が GA451XUV1 台、ES50 セットカプラ 1 台の、4S ジョイント、オート装置、トラクタ側、ロータリ 一側、ハロー側各 1 台の、〇〇〇〇の事業費となっております。

続いて施肥機の方ですが、タイショー施肥機グランドソワー、形式 RS-2017 とな っております。

事業費につきましては〇〇〇〇となっております。

続きまして資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

続いて、3 ページをご覧ください。

3 ページの方は、トラクターでの見積書となっております。

4 ページがカタログ、5 ページがカタログとなっております。

5 ページの下に、ちょっと白黒で見にくいんですが、今回のトラクターのタイプが 赤丸で囲っております。もともとちょっと今回提出していただきましたコピー機が 白黒のちょっと濃いめのものでございましたので、ちょっと見にくい部分をご了承 ください。

続きまして、6 ページが施肥機グランドソワーの見積書となっております。

7 ページ以降がカタログとなっております。

全て 7 ページ以降が施肥機のカタログで、最後 10 ページ、施肥機がこういったも のかというタイプが赤丸で囲っております。要はトラクターの種類につきまして〇 〇〇〇さん、タバコ農家でございますので肥料を施肥機の中に入れてトラクターで 肥料をまくということでの資金計画となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。

今、トラクターは安うなっちょうことはなっちょう？前と比べて。

見積もりを多く取っちょうがやない？わざと。

451 いうて書いちょうけんど、45 馬力のがやろうか？

事務局

そうですね、馬力を見れば 45 馬力です。

議 長

ほいたら、かなりふといがやねあれ。

今、中型トラックいうたら安うなっちょう。

今、〇〇〇〇が出しちょうがが、各メーカーのあれがかなり割安で、何かに装置を削って割安定で〇〇〇〇が出しちょうことは出しちょうがやけど、あれは中型トラクターいうがやったけど、こないだ農業新聞に載っちゃったけど。

以前よりかはね、うちもこの間小さいがやけど買うたけど、以前よりかは安うなっちょう。だけど、〇〇〇〇はちょっと考えられんけど。

この人は何作りようが？

事務局

〇〇〇〇さんはタバコと、あと、少しイチゴをやってますね。

議 長

ハウスで？

まあタバコやけん、ふとい機械が要るわね。

何か、この件につきまして質疑ありませんかね？トラクターの借入金〇〇〇〇と
いうことですが。

ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

この〇〇〇〇さんの借入金につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手多数です。

第5号議案につきましては承認をされました。

ほいたら、一応議案が終わりましたので記録を止めたいと思います。

(午後2時33分終了)